

『法の精神』におけるモンテスキューの方法について

梶 原 愛^{よし} 巳^み

一 問題の提起

『法の精神』が理論的にも体系的にも矛盾を含み、その論述が首尾一貫しないことについては、これまでも多くの先達によって指摘されてきたが、『法の精神』に統一と秩序が欠けているという見解はそれが公刊された当初から存在したのであり、こうした批判が学者たちの定説となつた(1)。

モンテスキューと同時代であり啓蒙主義者であつたヴォルテール (François Marie Arouet de Voltaire, 1694-1778) の批評を見ると、『法の精神』はプランを有たず、その各章は連絡がなく、その材料は互に結合せられていないと評している。いづれにせよ、『法の精神』が統一と秩序を欠くという見解は、ヴォルテールの権威のためにひろく一般に採用せられることになつた。しかし、モンテスキューの心意を尊重してか、『法の精神』に対してより寛大な見方をする人もないではなかつた。例えば、『百科全

書』の編纂で有名なダランベール (D. Alembert) がそうである。要するに、モンテスキューの同時代人の間には異なる二つの意見の流れが対立していた。第一のものは、『法の精神』が論理的構成・秩序・方法を欠くと主張するもので、ヴォルテールによってこれを代表させることができた。第二の意見は、これに反して、『法の精神』が秩序と統一を有つことを主張するものであつた。しかし、この第二の意見は専ら第二流の論者や法律家によって唱えられ、従つて第一のそれに較べると極めて微力であつた。

こうして、『法の精神』には極めて天才的な観察が含まれており、又そこでは自由と人類のための正当な抗議が為されてはいるが、この本は秩序と統一を欠いているという見解が、恰も公理のように、一八世紀における一般の人々の間に次第に込み込んでいった。

ところが、一九世紀に入ると諸学の発展に伴い自然科学のみならず人文・社会の諸学においても「科学的」分析方法が発達した結果、オーギュスト・コント (Auguste Co-

nte, 1798-1857) およびイポリット・テーヌ (Hippolite Taine, 1828-1893) に至り、『法の精神』は初めて比較的に公式な評価をもつことが出来たのである。

無秩序と不統一の要因を究明するジャンネやドゥデュエによれば⁽²⁾、モンテスキューは『法の精神』執筆の途中でヨーロッパ旅行に出かけ、ヴェネチアで識り合ったチェスターフィールド卿に伴われて渡英したわけであるが、この滞英中に、それまで抱いていた彼の思想は、彼地での見聞から少なからず変更を余儀なくされたという。事実また、帰国後に再び稿を起こすことになった『法の精神』における「イギリス憲法論」(Livre XI, chapitre 6, De la constitution d'Angleterre) では、ガフやセイバインによれば⁽³⁾、モンテスキューがロック (J. Locke, 1632-1704) の権力分立論の影響をうけると同時に親しく見聞したイギリスの政治体制をモデルとして、彼の三権分立論を展開するようになったとされている。

それでは、二年にわたるモンスキューのイギリス滞在は、疑いもなく、彼の生涯における思想形成上の分水嶺となったのであろうか。二十年もの歳月をかけたと自負するモンテスキューの『法の精神』は、確かに彼の考察と分析のモザイクであろう。それゆえ、イギリス滞在中にモンテスキューが思想的影響を蒙ったのではあるまいかと推測されるのである。しかし、そのことから、渡英前の思想と帰

国後の思想との間に根本的転換が認められるか否かについては、モンテスキューの全著作について思想体系を検討した上でなければ結論は出されない。もとより、本稿では、こうした論究を意図するものではないが、少なくとも、その手懸りとなるものを見出して、今後の研究の一里塚に資したいものと考ええる。そのため今回は、モンテスキューの思想における「方法」の問題に焦点を合わせながら、『法の精神』における彼の論理を追究してみたい。

二 イギリス滞在とその影響

『ペルシア人の手紙』(Lettres persanes, 1721) で名声を博したモンテスキューは⁽⁴⁾、一七二六年になると、哲学や文学に専心する自由を得るために高等法院長の職を売って、翌年の一月パリに居を構えた。パリに到着してからほぼ一年後の一七二八年一月五日に、モンテスキューはアカデミー・フランセーズに迎え入れられたが、アカデミシヤンとなつて間もなく、彼は一七二八年四月五日に、ワルドグレイヴ (Waldgrave) 伯と共にパリを離れ、ヨーロッパ遍歴の旅に出た。彼は先づウィーンへ行った。この地で彼は、フランスの君主制とは違う別な君主制の知識を得た。其処から彼はハンガリーに赴き、ここでは封建制度の残滓を観察することができた。次いで彼はイタリヤへ行った。ヴェネチアでは共和制の腐敗を目撃した。そしてこ

の地で彼は財政家のロオに会っている。ヴェネチアからローマへ、ローマからゼノアに赴き、一七二九年の初めにイタリアを去った彼は、その後スイス、低地ドイツ、ライン地方を歴訪し、オランダに暫く滞在していた。この地で彼は、イタリア旅行中に面識を得たチェスターフィールド卿と再会した。そして、モンテスキューは卿と共に一七二九年十月末イギリスへ向った(5)。

ロンドンに着いたモンテスキューのイギリス滞在期間は、明確には知られていないが、この時から大体一七三一年夏までの約二年間であつたらしい。周知の如く、当時のイギリスは、ハノーヴァー家 (House of Hanover) のジョージ二世の治下にあつたが、既に議会政治が行われておりウォルポール (Walpole) が宰相であつた。ボーリングブローク (J. Bolingbroke) を通して議会政治を親しく見聞したモンテスキューが、理想の政治をイギリスに見出したことは、政治的自由の保障を理論的に構築する直接の素材になつたものと考えられる。

それでは、イギリスにおける「自由」をモンテスキューはどのように感じとつたのであろうか。滞英期間中の彼の思想と行動については、僅かに『イギリスについての覚書』(Notes sur l'Angleterre) だけが遺されているにすぎない(6)。しかし、滞英中にモンテスキューが、イギリスの議会や法律や政治制度に関する、あらゆる考察を詳細

に行つたことは推測に難くない。事実、彼は『覚書』の中で、イギリスの政治組織についての所感を次のように綴っている。

イギリスは、現在、世界で最も自由な国である。それについて私は如何なる共和国も除外しない。私が自由と呼ぶのは、君主の権力が法規によつて (par un acte) 抑制され、制限されているという理由に基づき、君主は何人に対しても想像し得るすべての不正を為す権利を持つていないからである。しかし、若し下院が支配者となるなら、この権利は、下院が同時に執行権を持つに至るであろうから、無制限で危険なものとなる。これと反対に、現在では、無制限な権力 (le pouvoir illimité) は議会と国王に在る。そして、執行権は国王にあるが、その権力は制限されている。

それゆえ、善良なイギリス人は、王権の侵害と議会のそれに対して均しく自由を守るように努めないではない(7)。

さらにまた、下院における一議院の発言について、モンテスキューは次のように記している。

昨日、つまり、一七三〇年一月二三日、チピン氏は、国軍に関する議題のもとに下院で論じていた。そして、彼によれば、自己保全のために軍隊を必要とするような者は、暴君か篡奪者だけである。そのようなワケである

から、国王陛下と雖も、このような手段を要求することは許されないのである。この暴君とか篡奪者という言葉については、下院全部が驚かされた。しかも、それらの言葉はもう一度くり返えされたのだ。さらに彼は、ハノーヴァー家の遣り方が気に喰わぬとまで云った。……これは、下院に紛糾を起しそうなほど、また、この論争を中止させる為に、すべての議員が声高に叫ぶ激烈なものであった(8)。

こうした公の席上で、自由に且つ堂々と王室を攻撃できるといふ事は、フランスの絶対主義的中央集権やオルレアン公の摂政政治を経験しているモンテスキューにとっては、驚嘆のほかなかつたものと思われる。

それでは、このような政治的領域における言論の自由は、何によって、またどのように保障されているのか、という考察が行われるのも当然であろう。ここで明らかとなることは、モンテスキューが「自由」と呼んでいるものは、主として、それが王権によってであれ、議会の権力によってであれ、とにかく、絶対的政治権力によって「不正」を為されないということのように思われる。それゆえ、この「自由」を保障するのは、絶対的政治権力が「法規」によって抑制され、制限されている「制度」ということになる。すなわち、モンテスキューの関心は、アリストテレス以来の政体三分法における、専制制、君主制、共和制と

いった政体の優劣比較にあるのではなく、どのような政体が或いはどのような政治制度が、絶対的政治権力の抑制ないし制限に最も適しているかという問題にあった。つまり、このような絶対的政治権力の伸張を妨げるためには、権力の分立をはかればよいことになる。それゆえ、モンテスキューの考えでは、その時代的制約ならびに身分的制約から必然的に自己の拗って立つ貴族身分の政治的役割が重視されなければならなかつた(9)。

絶対的政治権力を抑制ないし制限するというモンテスキューの思想は、決して明確な形ではないが、既に『ペルシア人の手紙』においても看取されることである(10)。従って、彼は、イギリスに滞在する前から、無制限な権力に対して批判の眼を向けていたことが判る。すなわち、彼は、思想としては夙くから、権力の分立を思索していたのであろう。それゆえ、モンテスキューにしてみれば、そのような制度が現実に行われている具体的事例を、イギリスで見出したということは、正に吾が意を得たりである。すなわち、モンテスキューは、イギリスにおいて自己の政治理論の本質的変更を行ったのではなく、彼の地での見聞から、従来持ち続けてきた絶対的政治権力を抑制ないし制限する制度として、権力分立という思想を明確に形成するに至つたものと思われる。事実、旅行中のモンテスキューは、イギリスの王権が制限されていることに興味を覚えたらしく

次のように書いている。

イギリスの王妃は、私に、イギリスの王権が法律によって制限されていることを、神に感謝していると述べられた(11)。

このことから、政治的自由の保障の制度として、制限政体 (la monarchie tempérée) の理論が生れたと理解するのが妥当のように思われる。

三 モンテスキューの思想における方法

本稿の冒頭にも触れたとおり、モンテスキューの思想にはきわめて雑多なものが広範囲に包含されており、とくに『法の精神』執筆の途中でヨーロッパ旅行に出かけたことが、理論的にも体系的にも矛盾を孕むことになった原因であると指摘する論者も多数いるが、旅行中の『覚書』を検討してみると、従来の定説をそのまま受け容れることには可成りの留保が要請されるようである。

周知の如く、モンテスキューの思想が一大パノラマの体系を整えたのは『法の精神』にほかならないが、前述の思想上の転換契機とされる彼のイギリス旅行を、現存する唯一のメモワールともいえる『イギリスに関する覚書』を中心に滞英中の見聞や所感を考察したかぎりでは、従来の前提も理論上の根拠が薄弱であると云わなければならない。す

なわち、ここで注目しなければならないことは、モンテスキューの自筆による滞在記録のなかには、これまで『ペルシャ人の手紙』、『自然法試論』、『義務論』等に内包されていた彼の思想の本質的部分が、イギリス滞在中の見聞によって決定的な変化を来したという明白な証拠はみられないということであろう。

むしろ、そうではなく、イギリスの制限王制的政治制度が、これまでのモンテスキューの政治的理念、すなわち、政治的自由や反絶対主義の政治思想の理論的検証と補強のために恰好の材料を提供したとみるのが妥当ではなからうかと思われる。従って、これまでジャネやドゥデュエの説にみられた異質的理論体系の二段階構造としての『法の精神』分裂論は、『イギリスに関する覚書』の実証的分析を基礎として考察するかぎり必ずしも説得力をもつとは云い難い。まして、ロックの権力分立論の影響をイギリス滞在中にうけたとするガフやセイバインの説は、モンテスキューによる資料を通してみる限り、むしろ否定的な結論をとらざるをえない。ボーリングブロークとの関連についても同様である(12)。

それでは、このように、モンテスキューの思想形成がイギリス旅行を転換契機として矛盾を内包するものでないと理解するならば、彼の思想は方法の上では首尾一貫したものととして把握されなければならない。

それゆえ、以下に本稿の主眼であるモンテスキューの思想上の「方法」を吟味しようと思うのであるが、ここで強調するまでもなく、彼の思考「方法」が明確に打ち出されたのは、『法の精神』そのものにおいてである。謂うまでもなく、『法の精神』はモンテスキューの理論を検討する場合に不可欠の資料であるが、もとより彼の思想は、政治学説史や政治思想史においてばかりでなく、法思想史、法理学、国法学、比較法、等々の分野における、また、社会学、歴史学、経済学史などにおける近代思想の分野においても見落すことの許されぬ重要なものとして位置づけられている。例えば、社会学の分野ではイギリスのスタークが『モンテスキュー・知識社会学の先駆者』を著しているし、有名なフランスの社会学者デュルケイムも類似の表題でモンテスキューの業績を積極的に評価している⁽¹³⁾。

ところで、モンテスキューを科学的政治学の創始者として最初に高く評価したのは、上にも述べた通りオーギョスト・コントである。コントは、社会学の立場から、モンテスキューの『法の精神』を採り上げ、それが同時代の哲学者たちの業績に対して優越していることを力説する。

政治学を教理の科学としてではなく、事実の科学として取扱おうとする最初の直接の努力は、モンテスキューに帰せられねばならぬ。これが、確かに、『法の精神』の真実の目的であった。また、この著書を理解し得た者

には、誰にもそう思われたものである。この書の冒頭において、初めて法の一般的観念が真実に哲学的に提示されたのであるが、この感歎すべき冒頭のみでも、かような意図を認めしめるに十分だといえることができる。モンテスキューの本来の目的が、彼の知り得たあらゆる政治的事実をば若干の主要な項目の下に出来るだけ分類すること、またそれ等の関連の法則を闡明するにあったことは、明らかである⁽¹⁴⁾。

しかし、コントによる、モンテスキューの積極的評価には、同時に批判的評価が伴われていたことを忘れてはならない。批判の第一点は、法則認識を志向するモンテスキューの意図と傾向は、著作内容の実際においては貫徹実現されなかつたというにある。そのためアリストテレス的な統治形態の分類を存続せしめ、しかも極めて対立的な種々の文明状態から無差別に、時には無批判に借用された諸事実の不毛な堆積が、諸現象間の真に科学的な連鎖を打ち立てることを妨げ、イギリスの議会制度を普遍的な政治類型とみなす誤りに陥つたというのである。批判の第二点は、モンテスキューは諸現象を産出する現実的諸力の探究に当つて、風土の影響力を過大評価するという錯誤に陥つたが、それは、社会発展の基本法則が然るべく認識される以前に、特に地域的変差を分析しようとする不合理な傾向に由来するという点にある。

A・コントのモンテスキュー批判は、究極的には一元論的で、しかも観念論的な發展法則觀の立場から為されているのである。周知のように、コントは、個別的社會諸現象の總体を人類發展の基本法則において認識することを志向し、その法則を人間性の、なかならず知性の發展にそくして一元的に構成し、しかも諸文化圏や諸々の社會類型上の差異は、これを一本の發展法則における先行性と後行性とに整序し得るとしたのであった。

ここで問題となるのは、E・デュルケームのモンテスキュー評価である。デュルケームは、コントに次いでモンテスキューの社會学的思考を高く評価した第二の社會学者である。しかも彼は、コントのモンテスキュー批判を反批判し、コント以上に積極的な評価をモンテスキューに与えるのである。すなわち、デュルケームの反批判は次の諸点に向けられている。

第一に、モンテスキューの三政体の區別は、コントが批判するように単なる統治形態の區別ではなく、實際の内容においては、社會生活の諸条件の總体と関連する社會の類型であること、そして、モンテスキューはイギリスの議會制度を絶対視したのではなく、その謂わゆる三權分立論は君主制にのみ適合的と考えられていることである。

第二に、法則認識が貫徹実現していないというコントの批判は妥当しない。けだしモンテスキューは、法を、先

ず、法が關係する事物の本性、たとえば商業に關する法であれば商業の本性に關連づけ、次に社會類型の本性そのものに關連づけている。各社會類型には、それに適合的な、それぞれに固有な法体系が必然的に存在するという認識がある。そればかりでなく、デュルケームによれば、モンテスキューは因果の連鎖をさらに遡り、社會類型そのものを規定する多元的諸条件を、社會型態論的諸要素まで追求していると評価する。

以上のデュルケームによる評価は、モンテスキューに「社會の類型把握」を確認する試みであり、また相對論的多元論的な決定論を見出す試みであると云える。このような試みは、デュルケーム以後の支配的傾向であり、現時代でもイギリスの社會学者W・スタークが此の線上に立っていると觀られる。モンテスキューを「知識社會学の先驅者」として位置づけるW・スタークは、十七世紀末葉に至るフランス思想を支配せるデカルト哲学に反抗した時代精神をモンテスキューの思想に見出す。デカルトの眼が抽象的なものに向けられたのに反してモンテスキューの眼は具體的なものに向けられている。すなわち、モンテスキューは事實の愛好者であつて、懷疑の愛好者ではなかつたのである。もとより、モンテスキューの著作を注意深く分析すればデカルト的見解の痕跡が認められはする。しかし、それらの痕跡は極く僅かであつて、本質的というよりはむしろ

る偶然的なもので、決して彼の全業積の性格ではない。ここに伝統的なカルテジアニスムの克服という課題が、モンテスキューをして法則認識へと志向せしめたのである(15)

モンテスキューの生きた時代は、周知のごとく、フランス絶対主義の爛熟期にあたり、一方では専制主義批判の高揚があったけれども、それだけに保守的勢力が自由を抑圧する勢いも相当に強かった。それゆえ、啓蒙期というヨーロッパ思想の展開過程における重要な段階において、法と自由とについての、また、権力の制約についてのながい歴史的背景に対応して再確認し、理論的に整理したのがモンテスキューその人に他ならない(16)。

× × × × ×

私が第一に考究したのは人間であった。そして千差万別のかの制度習俗においても、人間はただ単にその幻想によってのみ導かれるものではないという確信を得た(17)。

右に引用した『法の精神』の序文でも明らかのように、モンテスキューが取り組む対象は「人間」である。そこには近代人としての人間観が明白に打ち出されているのである。人間の「解放」が近代社会の目標であるとするならば、その人間を中核とする「社会」の解明が次の課題となってくるのも当然であろう。そこで、モンテスキューは言明する――

私はもろもろの原理を設定した。すると、いろいろな特殊の事柄が自らそれに従い、あらゆる国民の歴史は、いずれも、これらの原理の結果にすぎず、またそれぞれの特殊な法は、他の法に關係するか、さもなければ他のより一般的な法に依存していることが分った(18)。

以上が、モンテスキューの発見である。つまり、些細な事柄の巧致ではなくして、あらゆる人類史とそれの詳述を理解せしめる普遍的原理の発見である。

私は決して私の原理を自己の偏見から引き出さず、事物の本性から引き出した。

私はこの著述に幾度となく筆をとり、また幾度となく放棄した。既に稿成った紙片を風に委ねたことも数えきれない。私は毎日父の手が落ちる(*Bis patriae cecidere manus*)のを感じた。私は無計画のままに私の目的を追求していた。私は規則も例外も知らなかった。私は切角真理を発見しても忽ち見失った。ところが、私が、自分の真理を発見するや、私の探し求めていたすべてのものが私の眼前に立ち現われた。そして、二十年の間、私の著述が始められ、成長し、進捗し、終了するのを、この眼で見た(19)。

このように「原理」を設定したモンテスキューの研究は、確かに、複雑な社会現象について明快な概念規定を試みているが、同時にまた、単純に類型化しすぎた点もあ

る。しかし、彼は、社会と政治について実証的な法則の発見に努めたのであるから、その方法は、社会学および社会学の発達にとっては、極めて重要なものであって、それは社会学のより科学的な段階への発展を意味するものと云わなくてはならない。それにもかかわらず、彼の方法は、セイバインによれば、次のような難点をもっていた。

彼のいわゆる帰納は、彼がそれについての経験的証拠をもたず、また求めようとしなかった先入観によって終始支配されていた。彼は、この上なく広範な諸環境に明らかに適用される政治哲学を試みたが、彼が述べたところはすべて、フランスにおける事態に対する眼で以て書かれていた。従って、モンテスキューは、彼の時代の最上の科学的抱負を示すとともに、その時代の避け得なかつた混乱をも同時に表明している。正義についての不変の自然法や契約というような、理性主義的道具立ては斥けないで、しかも実際には、契約を無視して、自明の道徳法とは全く両立しない社会学の相対主義を示唆したのである。彼は、広範にわたる諸制度の比較を必要とした自然のおよび社会的環境に係せしめて政治を研究するプランを提示したが、そのプランを実現するに必要であつた正確な知識と距離をおいてもものを見るという態度とに欠けていた⁽²⁰⁾。

この点を明確にしよう。政治理論についての著作の中で

ヴォーンは、十七・十八世紀のすべての政治理論家はヴィーコ(Vico)とモンテスキューを除いて社会契約論者であることを示している⁽²¹⁾。それでは何故モンテスキューの理論から社会契約が排除されたのであろうか。この問題は直ちにモンテスキューの自然法理念が如何なるものであるかという問題につながる。彼の自然法理念については、従来未発見のままであつた一種の自然法論が、彼の死後二百年を経た今日、現存していることが判明した結果ようやく解明されるに到つた。それは、『自然法ならびに正義と不正との区別に関する試論』と題する文書であるが、この『自然法試論』については別の機会に論究を試みたので本稿では詳述を割愛したい⁽²²⁾。

『自然法試論』を検討してみると、モンテスキューの自然法理念は、一見近代自然法の要素を具えているようではあるが、それは、実際にはあくまでも表面的なものでしかなく、決して本質的なものではないということである。それゆえ、すぐれてストア的・トミスム的道的理念を中核とした彼の理論のほかには、個人の理性を出発点とした社会契約論が登場しないのはむしろ当然であろう。つまり、彼のばあい、個人は文字通り「政治的ないし社会的動物」として扱えられており、社会や国家は秩序のなかの一実在であり、理性的個人の契約に基く人為的なものではない。従つて、そこには、すべての個人同志の契約による社会形成

の問題や、個人と国家との対立の問題、個人の権利や主権の問題等の起る余地は全くないのである⁽²³⁾。

このように、モンテスキューの政治理論からは社会契約説が導き出されないのであって、自然状態は自明の前提となつてゐる⁽²⁴⁾。そのため、ブリティッシュ・アカデミーでのバーリンの報告は、モンテスキューの原理がむしろ、格率であり金言であつて、慎重な帰約の方法によつてえられた結論ではないことについて、次のように述べてゐる。

モンテスキューは、彼の論述にとつて基本的な命題であるもの、すなわち、人間は本性的に社会的であり、従つて人々が集まつて社会を形成する理由を説明するのにホッブスの社会契約の仮説を必要としない、ということ为例証しようという重要な試みをやらない。従つて、モンテスキューによれば、社会は、孤立したアトムとしての人間の集合体とみられるべきでなく、意図された設計による作爲的な構成のものでもない。それ自体の法則をもつて行動する生物学的有機体として、社会はこれを統一体として攻究する人々にのみ観察されうるものである、と⁽²⁵⁾。

しかし、モンテスキューの方法は、現代の社会科学の観点からすれば確かに多くの問題を含んでゐるが、十八世紀における社会分析の方法としては、また、それが同時代および後代に及ぼした影響を重視すると、やはり新しい方向と内容を有するものであつた。

四　む　す　び

モンテスキューの思想を集大成したともいえる『法の精神』ほど、理論的にも体系的にも批判の対象となつたものはないが、しかし、参照し得る資料に拠れば、従来定説のようにいわれてきたイギリス旅行中に思想上の転換が行なわれたとする学説こそ再検討を要することが明らかとなつた。それでは、モンテスキューに思想形成上の変化が認められないとすれば、必然的帰結として、『法の精神』の全理論体系が総合的に再検討されなければならないと同時に、その完全な究明のためには、更に他の諸著作との詳細な連関的総合的研究が必要となる。そのような理論体系の一基礎理念として、彼の『自然法試論』を分析してみると、モンテスキューの自然法は理性より発した演繹的・理論的な必然的理念ではなく、むしろ「實在」する當為の法として理解される。そのため、人間と社会との関係はきわめて「自然的」に——「人為的」にでなく——把握されている。従つて、もし、モンテスキューの自然法理念が、彼の法理論ないし政治理論を貫く重要なファクターであるとするならば、このことから、『法の精神』に展開されてゐるモンテスキューの思想が一つのまとまつた体系として再認識されることも想定できる。いづれにせよ、従来あまりにも概念的・一面的に把握されてきたモンテスキューの思

想を、彼の理念と思考方法から実証的に究明することが今後の課題とされなければならない。

(1) 『法の精神』は、「母なくして生れた子」(Prolem sine

matre creatam) というオヴィド (Ovide, 43 B. C. -17A.

C.) の言葉がその扉に書かれ、『法の精神』すなわち、法が、各政体の憲法、習俗、気候、宗教、商業、等々ともたねばならぬ関係、それに著者が、相続に関するローマ法、フランス

法および封建法に関する新しい研究を附加したるもの』(De l'Esprit des loix ou du rapport que les loix doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les moeurs, les climats, la religion, le commerce, etc., à quoi l'auteur a ajouté des recherches nouvelles sur les loix romaines, touchant les successions, sur les loix françaises et sur les loix féodales.) という長たらしい表題を付けて、ジユネーヴで公刊されたが、著者の名は無かった。

(2) Cf. Paul Janet, Histoire de la science politique dans ses rapports avec la morale, Alcan, Tom. II, Liv. IV, Cap. V. p. 469.; Joseph Dedieu, Montesquieu et la tradition politique anglaise en France, Bordeaux, 1909, p. 131 et suiv.

(3) Cf. J. W. Gough, John Locke's Political Philosophy, p. 96., G. H. Sabine, A History of Political Theory, reviseded., p. 546.

(4) 『ペルシア人の手紙』は、皮肉家のリカ (Rica) と反省的

なユスベク (Usbek) という二人のペルシア人が、ルイ十四世治下の最後の数年間とそれに続く摂政時代にヨーロッパを旅行して、見聞したことを故郷の人々に書き送り、又はヨーロッパ各地に居る同国人と手紙を交換するという形式で、当時のヨーロッパやペルシアの政治的・社会的機構を諷刺的に論じたものである。しかも、それらの諸問題の検討を彩るのが、ハレムとの往復書翰である。要するに、モンテスキューはリカとユスベクの口をかりて、ルイ十四世の専制政治やオルレア公の摂政政治を痛烈に諷刺したのであって、『ペルシア人の手紙』全篇を通じて見られるのは、専制主義に対する憎悪であり、この政治方式では秩序を維持することができず、自由な国々よりも遙かに恐るべき革命に直面すると警告し、立憲政治の必要を暗示している。Cf. Henri Sée, Les idées politiques en France au XVIII^e siècle, Paris, 1920.

(5) Cf. M. C. A. Walckenaer, Notice sur la vie de Montesquieu (Oeuvres complètes de Montesquieu, Paris, MDCCC XXXVIII). Joseph Dedieu, Montesquieu, L'Homme et L'Oeuvre, 1943. Robert Shackleton, Montesquieu, A Critical Biography, 1961.

(6) ヨーロッパ旅行に関するものとして、モンテスキューは『旅行記』(Les Voyages) を遺しているが、残念なことに当然存在すべきイギリス旅行記は現在していない。その理由として、モンテスキューの孫にあたる Charles Louis がフランス革命の際イギリスに帰化するに当って、モンテスキュー

- の遺稿のなかでイギリスに都合の悪いものを焼却してしま
ったからとされている。 Cf. R. Shackleton, op., VI
Travels in England 1729-31, pp. 117-145. 尚、Notes
sur l'Angleterre は、一八一八年パリで出版されたルンネ
ーブルの全集に初めて集録された。A・マンンは、この『寛
書』がイギリス旅行記の一部であるとの見解を述べている。
Cf. Oeuvres complètes de Montesquieu, publiées so-
us la direction de M. André Masson, 1950-1955. 3 vols.
(Editions Nagel) Tom. III, pp. 283-293.
- (7) Ibid., p. 292.
- (8) Ibid., p. 288.
- (9) モンテスキューの身分と思想については、拙稿『絶対王政
下における「法服貴族」——モンテスキューのイデオロギー的
基礎』(文芸と思想、第二七号)参照。
- (10) Lettres persanes, Lettre CIV.
- (11) Pensées, 662(58). «La reine d'Angleterre me fit
l'honneur de me dire qu'elle remerciait Dieu de ce
que le pouvoir des rois d'Angleterre étoit borné par
les loix. »
- (12) 佐竹寛著『モンテスキューの政治思想形成過程におけるイ
ギリス滞在の意義』(法学新報、第七一卷・第七号)参照。
- (13) Werner Stark, Montesquieu, Pioneer of the Socio-
logy of Knowledge, 1960, London.
Emile Durkheim, Montesquieu et Rousseau, Précur-
seurs de la sociologie, 1953, Marcel Rivière et Cie.
- (14) Auguste Comte, Plan des travaux scientifiques né-
cessaires pour réorganiser la société. 飛沢謙一訳『社
会再組織の科学的基礎』(岩波文庫)九七頁。
- (15) W. Stark, op., I The Conquest of Cartesianism.
- (16) Cf. Alfred Cobban, In Search of Humanity—The
Role of the Enlightenment in Modern History. 1960.
井上茂著『司法権の理論』(有斐閣)第三章参照。
- (17) De l'Esprit des Loix. Préface. «J'ai d'abord exam-
iné les hommes, et j'ai cru que, dans cette infinie
diversité de lois et de moeurs, ils n'étaient pas uni-
quement conduits par leurs fantaisies. »
- (18) Ibid., «J'ai posé des principes, et j'ai vu les cas
particuliers s'y plier comme d'eux-mêmes, les histor-
es de toutes les nations n'en être que les suites, et
chaque loi particulière liée avec une autre loi, ou
dépendre d'une autre plus générale. »
- (19) Ibid., «Je n'ai point tiré mes principes de mes
préjugés, mais de la nature des choses. »
«J'ai bien des fois commencé et bien des fois aband-
onné cet ouvrage; j'ai mille fois abandonné aux vents
les feuilles que j'avais écrites; je sentais tous les
jours les mains paternelles tomber; je suivais mon
objet sans former de dessein; je ne connaissais ni
les règles ni les exceptions; je ne trouvais la vérité
que pour la perdre: mais quand j'ai découvert mes

principes, tout ce que je cherchais est venu à moi; et, dans le cours de vingt années, j'ai vu mon ouvrage commencer, croître, s'avancer et finir.》

- (20) G. H. Sabine, *A History of Political Theory*, revised ed., p. 551.

モンテスキューの時代のいわゆる合理主義者たちは、世界を二つの分野、すなわち自然の分野と人間の習俗および制度のそれに分けて考えた。自然の法則と原理とは、結局は発見せられる。従って、宇宙におけるあらゆる部分の動きは、これら若干の法則になおして、演繹の準則にしたがって説明される。しかし他方、人間社会の場合は、そこに盲目的な運命や不合理な力がはたらく分野として、幸運だとか不運だとか、気紛れ、冒険、激情などが渦巻き、合理的な論証と方法とに支えられてはいない形而上学的説明や神学的明解に、多くの事柄が委ねられている。それゆえ、人間的な不幸や悲惨は、無知や迷信にもとづき、未知なものについての恐怖に帰せられることが多い、と考える。自然界の分野における諸発見がさまざまな技術に大きな変化をもたらしたように、モンテスキューは、自己の人間社会の分野における原理の発見が統治技術を大きく変えることができる、と考えた。井上茂著『司法権の理論』第3章「司法権独立の理論的前提」参照。

(21) Cf. C. Vaughan, *Studies in the History of Political Philosophy*, Tom. II, pp 253 sq. Louis Althusser, *Montesquieu, La Politique et l'Histoire*, 1959, P. U. F.—Chap. I Une révolution dans la méthode, pp. 5-

21.

- (22) *Essai touchant les loix naturelles et la distinction du juste et de l'injuste.* 《Un Essai inédit de Montesquieu》 sous la direction de M. André Masson. Cf. op. Tom. III, pp. 175-199.

拙稿『モンテスキューの政治思想における「自然法」理念——研究序説——』（九州大学「政治研究」第十・十一号、一〇八一—二四頁）参照。

- (23) 佐竹 寛著『モンテスキューにおける法と道徳』（法学新報、第六五卷・第一号、第二号）参照。

- (24) 『法の精神』の第一篇・第二章において、モンテスキューは自然法を論じているが、彼の国家の起源ないし政党発生論は、ロックの社会契約論的なものよりも、むしろ『族父権論』の著者ロバート・フィルマーの見解に近い社会自然発生説をとっている。また『ペルシア人の手紙』第九四には類似の見解が示されている。

- (25) Isaiah Berlin, *Montesquieu*, *Proceedings of the British Academy*, 1955, p. 295 sq.